利根町告示第３５号

令和２年第２回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和２年５月１１日

利根町長　　佐々木　喜　章

１．招 集 の 日　　令和２年５月１９日

２．招集の場所　　利根町議会議場

３．付 議 事 件

（１）議案第23号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

（２）議案第24号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

（３）議案第25号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

（４）議案第26号　令和元年度利根町一般会計補正予算（第９号）の専決処分について

（５）議案第27号　令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分について

（６）議案第28号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第１号）の専決処分について

（７）議案第29号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第２号）の専決処分について

（８）議案第30号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第３号）の専決処分について

（９）議案第31号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第４号）

## 令和２年第２回利根町議会臨時会会期日程

| 日次 | 月日 | 曜日 | 会議 | 内　　容 | 開議時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ５．19 | 火 | 本 会 議 | 開会<br>提出議案（説明・質疑・討論・採決）議案第23号～議案第31号<br>閉会 | 午前10時 |

令和２年第２回

# 利根町議会臨時会会議録

令和２年５月１９日　午前１０時開会

## １．出席議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 峯　山　典　明　君 | ７番 | 花　嶋　美清雄　君 |
| ２番 | 山　﨑　誠一郎　君 | ８番 | 井　原　正　光　君 |
| ３番 | 片　山　　啓　君 | ９番 | 五十嵐　辰　雄　君 |
| ４番 | 大　越　勇　一　君 | １０番 | 若　泉　昌　寿　君 |
| ５番 | 石　井　公一郎　君 | １１番 | 新　井　邦　弘　君 |
| ６番 | 石　山　肖　子　君 | １２番 | 船　川　京　子　君 |

## １．欠席議員

なし

## １．説明のため出席した者の氏名

| | |
|---|---|
| 町長 | 佐々木　喜　章　君 |
| 教育長 | 海老澤　　勤　君 |
| 総務課長 | 飯　塚　良　一　君 |
| 企画課長 | 川　上　叔　春　君 |
| 財政課長 | 大　越　達　也　君 |
| 税務課長 | 大　越　克　典　君 |
| 住民課長 | 桜　井　保　夫　君 |
| 福祉課長 | 蜂　谷　忠　義　君 |
| 子育て支援課長 | 花　嶋　みゆき　君 |
| 保健福祉センター所長 | 狩　谷　美弥子　君 |
| 環境対策課長 | 中　村　寛　之　君 |
| 保険年金課長兼国保診療所事務長 | 直　江　弘　樹　君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 | 近　藤　一　夫　君 |
| 建設課長 | 中　村　敏　明　君 |
| 都市整備課長 | 飯　田　喜　紀　君 |
| 会計課長 | 田　口　輝　夫　君 |
| 学校教育課長 | 青　木　正　道　君 |
| 生涯学習課長 | 久保田　政　美　君 |

指　　導　　室　　長　　池　田　　恭　君

１．職務のため出席した者の氏名

議　会　事　務　局　長　　赤尾津　政　男
書　　記　　荒　井　裕　二
書　　記　　野　田　あゆ美

１．会議録署名議員

４番　　大　越　勇　一　君
５番　　石　井　公一郎　君

１．議事日程

---

**議　事　日　程**

令和２年５月１９日（火曜日）
午前１０時開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の件
日程第３　議案第23号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
日程第４　議案第24号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第５　議案第25号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第６　議案第26号　令和元年度利根町一般会計補正予算（第９号）の専決処分について
日程第７　議案第27号　令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分について
日程第８　議案第28号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第１号）の専決処分について
日程第９　議案第29号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第２号）の専決処分について
日程第10　議案第30号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第３号）の専決処分について
日程第11　議案第31号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第４号）

## １．本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の件

日程第３　議案第23号

日程第４　議案第24号

日程第５　議案第25号

日程第６　議案第26号

日程第７　議案第27号

日程第８　議案第28号

日程第９　議案第29号

日程第10　議案第30号

日程第11　議案第31号

---

午前１０時００分開会

**○議長（船川京子君）**　おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので，令和２年第２回利根町議会臨時会を開会いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止により，傍聴席の開放を自粛しております。傍聴を希望する皆様には御迷惑をおかけしますが，この状況に鑑み，御理解いただきますようお願い申し上げます。

また，出席者においては間隔を空け，ドアを開放し，密閉・密集・密接の回避を図っております。

このコロナ禍の早期終息を祈念いたします。

それでは，本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により，

４番　　大　越　勇　一　議員

５番　　石　井　公一郎　議員

を指名いたします。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第２，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は，本日１日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（船川京子君）**　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

---

**○議長（船川京子君）**　審議に入るに当たり，提出議案の説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

**○町長（佐々木喜章君）**　おはようございます。本日，ここに令和２年第２回利根町議会臨時会を招集しましたところ，議員各位には公私ともに御多用の中，御出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の説明に入ります前に，新型コロナウイルスに関しまして，一言申し上げます。

議員の皆様方におかれましては，新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力をいただき，誠に感謝申し上げます。

その新型コロナウイルスでございますが，今月14日に茨城県は，緊急事態措置を実施すべき区域から外れることとなりました。しかしながら，全国的に見れば終息したわけではございませんので，第２波，第３波の発生にも十分警戒しなければならないと考えております。

町といたしましては，町民の皆様の安全を確保しつつ，今後は地域経済や住民生活を支援し，一致協力してこの難局を乗り越えてまいりたいと考えておりますので，引き続き，御理解，御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは，本日，私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の議案でございますが，専決処分が８件，補正予算が１件の合計９件の御審議をお願いするものであります。

議案第23号は，利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について，議案第24号は，利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について，議案第25号は，利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について，議案第26号は，令和元年度利根町一般会計補正予算（第９号）の専決処分について，議案第27号は，令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分について，議案第28号は，令和２年度利根町一般会計補正予算（第１号）の専決処分について，議案第29号は，令和２年度利根町一般会計補正予算（第２号）の専決処分について，議案第30号は，令和２年度利根町一般会計補正予算（第３号）の専決処分についてで，いずれの議案も地方自治法第179条第３項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案第31号は，令和２年度利根町一般会計補正予算（第４号）で，歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し，総額を76億9,187万9,000円とするものであります。

以上，議案の概要について御説明いたしましたが，詳細につきましては，後ほどそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので，お手元の議案書等により御審議の上，何

とぞ適切なる御判断を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第３，議案第23号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

大越税務課長。

〔税務課長大越克典君登壇〕

**○税務課長（大越克典君）**　それでは，議案第23号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について，補足して御説明申し上げます。

これは，地方自治法第179条第１項の規定により，別紙のとおり，令和２年３月31日に専決処分をしたので，同条第３項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

今回の改正は，第201回通常国会において法案提出されました地方税法等の一部を改正する法律が，本年３月31日に公布されたことに伴い，町条例においても改正の必要があることから専決処分したものでございます。

それでは，改正内容について御説明申し上げます。

議案第23号参考資料２，利根町税条例新旧対照表を御覧ください。

まず，第１条による改正を御説明いたします。左側が現行で，右側が改正案となってございます。

１ページを御覧ください。下線の部分が改正箇所でございます。

第24条（個人の町民税の非課税の範囲）の改正です。

第２号の改正は寡婦控除の見直しに伴うもので，婚姻歴の有無にかかわらず，生計を一にする子を有する未婚の独り親についても，本人の所得金額が135万円以下であれば非課税とするものです。

寡婦控除の見直しといたしましては，これまでは，同じ独り親であっても未婚の場合は適用されず，婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また，男性の寡夫と女性の寡婦では控除の額が違うなど，男女の間でも扱いが違っていました。

今回の改正では，全ての独り親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から，婚姻歴や性別にかかわらず，生計を一にする子，前年の総所得金額等が48万円以下である子を有する単身者について，独り親として控除できる規定に見直されるものでございます。

次に，第34条の２（所得控除）の改正です。

こちらも寡婦控除の見直しに伴い，地方税法第314条の２第３項が削られ，項ずれしたことに伴い改正するものです。

次の２ページを御覧ください。

こちらも寡婦控除の見直しに合わせて，独り親控除を追加するものです。

次に，第36条の２（町民税の申告）の改正です。

こちらも寡婦控除の見直しをしたことによる項ずれの改正です。

次の３ページを御覧ください。

第36条の３の２（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）ですが，寡婦控除の見直しに伴い，見出しの一部分を法律改正に合わせて改正し，次の４ページの３号を削除するものです。こちらも法律改正に合わせて改正するものです。

第36条の３の３（個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書）ですが，こちらも寡婦控除の見直しに伴い，見出しの一部分を法律改正に合わせて改正し，条文中の「若しくは単身児童扶養者である者」を削除し，関連する第３号を削除し，第４号を第３号とするものです。

次の５ページになりますが，第48条（法人の町民税の申告納付）ですが，租税特別措置法の改正に伴う項ずれの改正です。条文内容に関しては，変更ございません。

第54条（固定資産税の納税義務者等）ですが，５ページから６ページにかけての第２項及び第４項では，法律改正に合わせて文言を改正するものです。

第５項は，新たに追加される項目で，所有者不明土地等に係る固定資産税の課税の課題に対応するため，調査を尽くしても所有者が１人も明らかとならない資産について，使用者がいる場合には，使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するものです。

６ページから９ページにかけて，第６項から第８項までは，第５項が追加されたことに伴う項ずれや文言など，法律改正に合わせて改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

第61条（固定資産税の課税標準）ですが，第９項及び第10項は，法第349条の３第１項の軽減特例が廃止されたことに伴い項ずれとなり，改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

10ページをお開きください。

第61条の２（法第349条の３第27項等の条例で定める割合）ですが，第１項，第２項，第３項とも同様に，地方税法第349条の３第１項が削除されたことに伴い項ずれとなり，改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

第74条の３（現所有者の申告）ですが，課税台帳に所有者として登録がされている個人が死亡している場合，現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するものです。こちらも，法規定の新設に合わせて新設するものです。

次に，11ページの第75条（固定資産に係る不申告に関する過料）ですが，前条の第74条の３が追加されたため改正するものです。

第94条（たばこ税の課税標準）ですが，第２項及び第４項は，軽量な葉巻たばこを紙巻たばこと同等の税負担となるよう，紙巻たばこへ換算するときの本数の算定方法について，法律改正に合わせて改正するものです。

これは，近年，軽量な葉巻たばこが登場し販売量が急増していると言われており，税負担の公平性から課題があるため改正されるものです。２年計画で紙巻たばこと同様な税負担とするものです。

次に，12ページをお開きください。

第96条（たばこ税の課税免除）ですが，第２項を新設し，第３項以降項ずれするもので，卸売販売業者等がたばこを輸出の目的で売渡しをする場合の課税免除の適用に当たって，必要な手続を簡素化するため，法律改正に合わせて改正するものです。

次に，13ページをお願いします。

第98条（たばこ税の申告納付の手続）ですが，第１項では，第96条の項ずれによる改正でございます。条文内容に関しては変更ございません。

第131条（特別土地保有税の納税義務者等）ですが，次の14ページになりますが，第６項は，第54条，固定資産税の納税義務者の改正に伴う項ずれによるものです。条文内容に関しては変更ございません。

次に，附則となりますが，第３条（延滞金の割合等の特例）では，第１項，第２項とも，租税特別措置法において延滞金等の特例規定の改正に伴う規定を整備したことから改正するものですが，内容としましては，第１項では，「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と名称を変更したことや，第２項では，法人税の納期限をやむなく延長した場合の延滞金の計算方法を改正したものです。

15ページをお願いします。

第４条（納期限の延長に係る延滞金の特例）ですが，こちらも租税特別措置法において，延滞金等の特例規定の改正に伴い改正するものです。

16ページをお願いします。

第６条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）から，次の17ページの第７条の３の２，個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についてまでは，元号が「平成」から「令和」に改元されたことによる改正でございます。条文内容に関しては変更ございません。

第８条（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）ですが，特定の肉用牛については，その売却による所得に対する税額が免除され，それ以外の肉用牛については，売却価格の合計額を他の所得と分離して，一定の税率により税額を計算するなどの特例の適用を３年延長するもので，元号の改元も含め，法律改正に合わせて改正するものです。

18ページになります。

第10条，読み替え規定ですが，法律改正に合わせて文言を改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

18ページから20ページにわたりますが，第10条の２（法附則第15条第２項第１号等の条

例で定める割合）の改正です。

法附則第15条は，固定資産税等の課税標準の特例の規定ですが，法の改正に伴い，町税条例も第２項及び第７項を削除し第17項を新設しますが，内容としましては，令和２年４月１日から令和５年３月31日までに，水防法に規定する浸水被害軽減地区として指定された場合，３年間分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を２分の１と軽減するものです。

また，元号が平成から令和に改元されたことによる改正となります。

20ページから21ページにわたりますが，第11条の２（令和元年度又は令和２年度における土地の価格の特例）ですが，元号が平成から令和に改元されたことによる改正でございます。条文内容に関しては変更ございません。

第12条（宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）ですが，第１項及び次の22ページの第２項から，24ページまでの第５項まで，元号の改元も含め，法律改正に合わせて文言を改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

第13条（農地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）ですが，こちらも改元も含め，法律改正に合わせて文言を改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

第15条（特別土地保有税の課税の特例）ですが，第１項及び第２項とも元号が平成から令和に改元されたことによる改正でございます。条文内容に関しては変更ございません。

25ページをお願いします。

第15条の２（軽自動車税の環境性能割の非課税）ですが，こちらも元号が平成から令和に改元されたことによる改正でございます。条文内容に関しては変更ございません。

次の26ページをお願いします。

第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）ですが，第２項から27ページの第４項まで，元号が平成から令和に改元されたことによる改正でございます。条文内容に関しては変更ございません。

第17条（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）ですが，法律改正に合わせて改正するものです。内容といたしましては，令和２年７月１日から令和４年12月31日までの間に，５年以上所有していた低未利用土地を譲渡した場合，長期譲渡所得の金額から100万円を控除する特例が創設されたものです。

28ページをお願いします。

第17条の２（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）ですが，第１項及び次のページの第２項は，法律改正に合わせて改正するもので，優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合，長期譲渡所得の課税の特例の適応期限を３年延長するものです。

第３項は，課税の特例の創設に伴う所要の措置の改正です。こちらも，項ずれにより法

律改正に合わせて改正するものです。

30ページをお開きください。

第22条（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）ですが，第１項は，第54条の第５項で所有者不明土地への課税の規定が新設されたことによる項ずれの改正です。第２項は，元号の改元により改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

第23条（個人の町民税の税率の特例等）ですが，こちらも元号の改元により改正するものです。条文内容に関しては変更ございません。

次に，参考資料３の第２条による改正です。

１ページを御覧ください。

第19条，納期限後に納付し，または納入する税金，または納入金に係る延滞金の規定から15ページの第52条第６項までは，連結法人の申告納付が改正されたことに伴い，項ずれや文言を法律改正に合わせて改正するものです。

16ページになりますが，第94条（たばこ税の課税標準）ですが，法律改正に合わせて改正するものです。軽量葉巻たばこの換算方法の改正２年目です。

施行日は令和３年10月１日からとなります。

次に，附則第３条（延滞金の割合等の特例）ですが，第52条の連結法人関係の改正により，第52条第４項が削除されたことによるものです。

次のページをお願いします。

第３条による改正になります。第３条では，寡婦控除の見直しに伴い，下線部分が削除となります。

第５項では，元号が平成から令和に改元されたことによる改正でございます。

次の２ページをお願いします。

附則第１条（施行期日）ですが，第４号については，寡婦控除の見直しにより削除されるものです。

その他については，元号の見直しによる改正です。

第２条（町民税に関する経過措置）から，４ページの第３条までは，元号の見直しによる改正です。条文内容に関しては変更ございません。

５ページをお願いします。

第４条ですが，寡婦控除の見直しにより削除されるものです。

第５条から次の６ページの第８条までの改正ですが，元号の改元による改正です。条文内容に関しては変更ございません。

次のページの参考資料５の附則を御覧ください。

各条文の施行日と経過措置の規定になります。

説明は以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

８番井原正光議員。

**○８番（井原正光君）**　税務課長，御苦労さまでした。

分かったような，分からないようなと私は思っているんですけれども，一つ，二つ，いろいろ改正があったんですけれども，この改正によって，全体的に町の税というのは減るのか，増えるのか，その辺だけちょっとお聞きしたいと思います。増収なのか，減収になるのか，それだけ。

**○議長（船川京子君）**　大越税務課長。

**○税務課長（大越克典君）**　それでは，井原議員の質疑にお答えをしたいと思います。

寡婦控除などの範囲が広がった分，また女性の寡婦につきましては，例えば所得が500万円以上となった場合については寡婦控除が外れたこともあることから，その増える，増えないと言いますと，ちょっと今のところどうなるかというのも，たしか寡婦控除については，今現在の人数では380人ぐらいなんですね。それで，今後，来年の申告から独り親ということも増えるとなると，多分そういう面では税額が減るのかなと思います。

ただ，あと土地に関するものとか，たばこに関するものもございますので，そういう意味では若干増えていく場合もあるのかなということで，ちょっと明言は避けさせていただきますが，そのような状況かなと感じております。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　井原議員。

**○８番（井原正光君）**　関連してちょっとお聞きしたいんですけれども，地方税の一部改正によって，納税の猶予の特例が今度設けられましたよね。この件については，町としてはどのような扱いをされるのかお聞きしたいと思います。

**○議長（船川京子君）**　大越税務課長。

**○税務課長（大越克典君）**　今のはコロナによってということですか。

コロナに関しましては，実は６月の定例議会で町の条例改正を提出したいなと思っております。

今のところ改正も，確かに井原議員おっしゃるように幾つかございますので，そのときに説明をさせていただきたいなと思ってございます。

以上です。

**○８番（井原正光君）**　分かりました。

**○議長（船川京子君）**　ほかに。

４番大越勇一議員。

**○４番（大越勇一君）**　参考資料２の６ページ，第５号なんですが，所有者が不明である場合は，その使用者を所有者とみなし，固定資産税を課することができるということなん

ですが，これ，所有権も移転するということでよろしいのでしょうか。

**○議長（船川京子君）**　大越税務課長。

**○税務課長（大越克典君）**　大越議員の質疑にお答えしたいと思います。

法務局での登記簿上は変えられません。あくまでも，税務課として課税する方を変えるということで思っていただければと思います。よろしくお願いします。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第23号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　全員起立です。したがって，議案第23号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第４，議案第24号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

大越税務課長。

〔税務課長大越克典君登壇〕

**○税務課長（大越克典君）**　議案第24号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして，補足して御説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により，別紙のとおり，令和２年３月31日に専決処分をしたので，同条第３項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

議案第24号参考資料２，利根町都市計画税条例新旧対照表で御説明申し上げます。左側が現行で右側が改正案となってございます。

１ページを御覧ください。

第２条（納税義務者等）です。第２項については，法第349条の３第１項の特例措置が廃止されたため項ずれしたものです。条文内容に関しては変更ございません。

続いて附則ですが，第２項及び２ページの第３項までは，法附則第15条関係で固定資産税の課税標準の特例の規定ですが，廃止されるものや新設されるものにより項ずれとなるための改正です。なお，利根町に該当する特例の廃止はございませんので，条文内容に関しては変更ございません。

第４項も，同様に法律改正に合わせて新設するものです。新設される内容は，令和２年４月１日から令和５年３月31日までに浸水被害軽減地区として指定された場合，固定資産税及び都市計画税の課税標準が２分の１に軽減されるものです。

第５項から５ページの第11号までは，第４項が新設されたことによる町条例の項ずれと法第349条の３第１項を削除したためによる項ずれ，並びに元号の改元による改正です。

５ページの第15項ですが，法律改正による項ずれによる改正です。

法附則第15条関係は，固定資産税の課税標準の特例の規定ですが，廃止されるものや新設されるものにより項ずれとなるための改正です。なお，利根町に該当する特例の廃止はございません。

新設されるものは，第47項及び第48項です。

第47項の内容としましては，令和２年４月１日から令和５年３月31日までに水防法に規定する浸水被害軽減地区として指定された場合，３年間の固定資産税及び都市計画税の課税標準を２分の１と軽減するものです。

第48項の内容については，都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上施設の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準を，２分の１に軽減するものです。

次に，６ページの附則になりますが，附則の改正です。各条文の施行日と経過措置の規定になります。

説明は以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第24号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第24号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第５，議案第25号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

**○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君）**　それでは，議案第25号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について，補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては，参考資料１の改正理由にありますとおり，地方税法施行令及び土地基本法の一部改正に伴い，国民健康保険税の課税限度額の引き上げ，低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置，並びに低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の創設により，課税を改める必要があることから，地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしたので，同条第３項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

それでは，お手元に配付してございます参考資料２の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

第２条（課税額）の規定で，国民健康保険税の賦課限度額の改正であります。第２項の医療給付費に係る基礎課税分の限度額の現行が「61万円」から「63万円」に，第４項は，介護納付金に係る基礎課税分の限度額を，現行「16万円」から「17万円」に引き上げるものです。

２ページをお願いいたします。

第21条は，国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更で，低所得者に対する均等割及び平等割の軽減措置規定の改正であります。前段の部分は課税限度額の改正に伴うものです。

次に，第２号は５割軽減の対象となる世帯で，現行は所得基準の判定の際，被保険者数及び特定同一世帯所得者の合計に「28万円」を上乗せして算出していたものが，「28万5,000円」に引き上げるものでございます。

第３号は２割軽減の対象となる世帯で，現行の所得基準の判定の際に，被保険者数及び特定同一世帯所得者の合計に「51万円」を上乗せして算出していたものが，「52万円」に引き上げるものでございます。

次に，３ページを御覧ください。

附則第４項は，７行目になりますけれども，租税特別措置法の次に，年号「昭和32年法律第26号」を加え，10行目と次の４ページになりますけど，５項で，第35条の２の第１項の次に「第35条の３第１項」を加え規定するものです。これは，譲渡価格の500倍以下の低額な一定の未利用土地等を譲渡した場合に，長期譲渡所得から控除する制度です。

附則になりますけれども，第１項は施行日でございまして，この条例は令和２年４月１日から施行するものです。ただし，附則第４項及び第５項の改正規定は，土地基本法等の一部を改正する法律附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年１月１日から施行するものでございます。

第２項は適用区分でございまして，改正後，利根町国民健康保険税条例の規定は，令和２年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し，令和元年度分までの国民健康保険税は，なお従前の例によるものでございます。

説明は以上です。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから，本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第25号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第25号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第６，議案第26号　令和元年度利根町一般会計補正予算（第９号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

**○財政課長（大越達也君）**　それでは，議案第26号　令和元年度利根町一般会計補正予算（第９号）の専決処分についてを補足して御説明申し上げます。

この予算でございますが，歳入におきましては，年度末に各種交付金や補助金等が確定したこと，また，歳出におきましては，事業費の確定に伴いまして補正予算措置を年度内に行う必要が生じましたので，地方自治法第179条第１項の規定により，令和２年３月31日付で専決処分いたしましたので，同条第３項の規定により議会に報告するとともに，承認を求めるため提案するものでございます。

５ページをお開き願います。

第２表繰越明許費でございます。

款３民生費，項２児童福祉費，事業名が保育所等補助金事業で15万円の計上でございます。これは，新型コロナウイルス感染拡大防止対策の保育対策総合支援事業費補助金の交付により，マスクを購入する予定でしたが，年度内に納入できないため繰り越すものでございます。

次に，款６商工費，項１商工費，事業名が町内共通商品券販路拡大事業（消費税引き上げ対策）で541万1,000円の計上でございます。これは，国からの要請により，商品券の販売，使用の期限を年度末に設定したことに伴い，換金業務等の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

第３表地方債でございます。

１，変更でございますが，起債の目的で過疎対策事業債につきましては，限度額「３億7,610万円」を「３億6,830万円」に減額するものでございます。

内訳でございますが，道路維持工事事業は，町道1278号線道路修繕工事外２事業で230万円の減額，町道112号線道路改良工事で120万円の減額，旧利根中第１グラウンドトイレ新築工事は370万円の減額，小型動力消防ポンプ積載車購入は60万円の減額で，いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次に，ソフト事業分ですが，限度額は変わらず充当事業内訳の変更で，小学校バス運行事業で「1,100万円」を「930万円」に減額，子育て応援手当支給事業で「1,100万円」を「1,270万円」に増額するもので，こちらも事業費の確定に伴うものでございます。

次に，２廃止でございますが，災害援護資金貸付債につきましては，備考欄に記載のとおり，災害援護資金借入れの申込みがなかったため廃止するものでございます。

次に，９ページをお開き願います。

歳入でございますが，款２地方譲与税から款８自動車税環境性能割交付金までは，令和元年度の交付額決定によるものでございまして，まず，款２地方譲与税，項１自動車重量譲与税でございますが，４万1,000円を増額するもので，前年度剰余金総額と比較して221万4,000円の増でございます。

項２地方揮発油譲与税は306万8,000円を減額するもので，前年度剰余金総額と比較して297万8,000円の減でございます。

款３利子割交付金は69万9,000円を減額するもので，前年度交付金総額と比較して147万3,000円の減でございます。

款４配当割交付金は28万8,000円を減額するもので，前年度交付金総額と比較して90万4,000円の増でございます。

款５株式等譲渡所得割交付金は264万7,000円を減額するもので，前年度交付金総額と比較して105万円の減でございます。

地方消費税交付金は1,305万6,000円を減額するもので，前年度交付金総額と比較して807万8,000円の減でございます。

款７自動車取得税交付金は189万2,000円を増額するもので，前年度交付金総額と比較して1,182万1,000円の減でございます。

10ページをお開き願います。

款８自動車税環境性能割交付金は４万円を減額するもので，前年度交付金総額と比較し

て396万円の増でございます。

款９地方特例交付金は569万9,000円を増額するもので，子ども・子育て支援臨時交付金で，幼児教育保育の無償化に係る交付金で，事業費の確定によるものでございます。

次に，款10地方交付税は１億1,048万8,000円を増額するもので，特別交付税の確定により増額するものでございます。補正後の地方交付税総額は19億7,187万1,000円で，前年度交付税総額と比較して１億549万6,000円の増でございます。

款11交通安全対策特別交付金，目１交通安全対策特別交付金は17万8,000円を増額するもので，前年度交付金総額と比較して３万円の増でございます。

款14国庫支出金，目２民生費国庫補助金は319万8,000円を増額するもので，内訳としまして，節１社会福祉費補助金で，障害者総合支援事業費補助金で，新型コロナウイルスによる特別支援学校の臨時休校に伴う放課後デイサービスに係る費用が補助の対象となったための増額でございます。

次に，節２児童福祉費補助金で，子ども・子育て支援交付金は，新型コロナウイルスの影響で小学校が臨時休校となり，放課後児童クラブの開級の増に伴う概算交付の額が確定したための増額と，保育対策総合支援事業費補助金で，新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスク，空気清浄機等の購入に対する交付金の額が確定したための増額でございます。

款15県支出金，目１総務費県補助金は12万2,000円を増額するもので，市町村事務処理特例交付金の額の確定による増額でございます。

次に，目２民生費県補助金は21万8,000円を減額するもので，老人福祉費補助金で，高齢者等生活環境づくり支援事業費補助金で，高齢者等買い物弱者移動販売事業業務委託料の確定による減額でございます。

次に，目４農林水産業費補助金は２万7,000円を減額するもので，農地費補助金で，多面的機能支払交付金で事業区域面積の確定による減額でございます。

款16財産収入，項１財産運用収入，目２利子及び配当金は１万2,000円を減額するもので，新利根川治水対策整備基金利子の確定による減額でございます。

次に，項２財産売払収入，目１不動産売払収入は610万5,000円を増額するもので，防災ステーション整備に伴う代替用地の売払収入の増額でございます。

款17寄附金，目２総務費寄附金は116万6,000円を増額するもので，３月補正予算計上後59件の寄附が寄せられたことによる増額でございます。これにより，令和元年度のがんばる利根町応援寄附金，いわゆるふるさと納税は合計483件，総額1,116万6,000円となっております。

款18繰入金，目１財政調整基金繰入金は１億865万9,000円の減額でございます。今回の補正で地方交付税の決定等に伴い財源が増額となったことから，基金に繰り戻すものでございます。

目４利根町農業経営基盤強化基金繰入金は１万円の減額で，これは，基金を充てておりました多面的機能支払交付金事業の額の確定により繰り戻すものでございます。

目７がんばる利根町応援基金繰入金は８万5,000円の減額で，これは高齢福祉の充実事業としてシルバーカー購入費補助金の額の確定により繰り戻すものでございます。

款21町債は，冒頭，第２表地方債補正で御説明しましたとおりの内容でございまして，合計で950万円の減額となっております。

次に，歳出でございますが，12ページをお開き願います。

款２総務費，目５財産管理費は293万8,000円を減額するもので，町有財産管理費で旧利根中学校第１グラウンドトイレ新築工事の事業費の確定による減額でございます。

款３民生費，項１社会福祉費，目１社会福祉総務費は６万3,000円を増額するもので，平成30年度の障害者医療費国庫負担金の額の確定による返還金でございます。

次に，目２老人福祉費は52万2,000円を減額するもので，シルバーカー購入費補助金と高齢者等買い物弱者移動販売事業で事業費の確定による減額でございます。

13ページを御覧ください。

次に，項２児童福祉費，目１児童福祉総務費は，地方債の財源充当入替えに伴う財源内訳の変更でございます。

目２児童措置費は175万円を増額するもので，保育所等補助金事業で，保育対策総合支援事業費補助金で新型コロナウイルス感染拡大防止のためのマスク，空気清浄機の購入費用を増額するものでございます。

目４放課後児童健全育成事業費は２万7,000円を増額するもので，放課後児童対策事業で新型コロナウイルスの影響で学校が休校となり，開級する日数が増えたことによる支援員への賃金，通勤費を増額するものでございます。

項３災害救助費，目１災害救助費は170万円の減額で，これは災害援護資金貸付金の申込みがなかったことによるものでございます。

款５農林水産業費，目５農地費は３万7,000円を減額するもので，多面的機能支払交付金事業の額が確定したことによるものでございます。

14ページをお開き願います。

款７土木費，目２道路維持費は267万1,000円を減額するもので，道路維持工事事業，道路改良工事事業で，いずれも事業費の確定による減額でございます。

款８消防費，目３消防施設費は７万2,000円を減額するもので，消防施設維持管理費で小型動力ポンプ付積載車購入の額の確定によるものでございます。

款９教育費，目１学校管理費は小学校運営事業で447万5,000円を減額するもので，小学校児童通学用バス運行業務委託の額の確定によるものでございます。

15ページを御覧ください。

款11諸支出金，目３新利根川治水対策整備基金費は１万1,000円を減額するもので，利

子の確定によるものでございます。

目４がんばる利根町応援基金費は116万6,000円の増額で，歳入で御説明申し上げましたように59件の寄附がありましたので，これを基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石山議員。

**○６番（石山肖子君）**　石山です。ページで申し上げますと13ページで一つお伺いいたします。

民生費の児童措置費，保育所等補助金事業，こちらのその補助の内容ですが，マスクと空気清浄機ということでお伺いいたしましたが，消毒液とかも入っているのかどうか。それから，その内訳ですか，枚数とか，台数とか，分かればお伝えください。

**○議長（船川京子君）**　花嶋子育て支援課長。

**○子育て支援課長（花嶋みゆき君）**　こちらの保育対策総合支援事業費の補助金なんですけれども，新型コロナウイルス感染拡大防止のために，町内の保育所等が必要な物品等の購入に対する補助となります。

こちらの買ったものなんですけれども，保育園ごとにそれぞれ違いまして，空気清浄機，体温計，マスク，消毒液，ハンドソープなど，そのときに買えるものを買いましたので，個数等はばらばらで，ちょっと手元にそちらの資料はございません。そのときに買える限りのものを買っております。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんか。

峯山議員。

**○１番（峯山典明君）**　１番峯山です。12ページの歳出，３番の民生費についてお尋ねします。

老人福祉費の高齢者等買い物弱者移動販売事業なんですけれども，こちらは当初の予算から減額されておりますが，具体的に，例えば運行する回数が減ったとか，何が減ったのかお尋ねします。

**○議長（船川京子君）**　蜂谷福祉課長。

**○福祉課長（蜂谷忠義君）**　こちらの減額なんですが，こちらは当初，ＪＡのほうで専属の販売員２名の雇用を見込んでいたんですが，その２名の雇用ができなかったこと，それとあと車両の設備費のほうが安価で済んだということで，一応こちらの金額が不用となっています。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第26号　令和元年度利根町一般会計補正予算（第９号）の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第26号は承認されました。

暫時休憩とします。再開を11時20分といたします。

午前１１時０８分休憩

---

午前１１時２０分開議

**○議長（船川京子君）**　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第７，議案第27号　令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

蜂谷福祉課長。

〔福祉課長蜂谷忠義君登壇〕

**○福祉課長（蜂谷忠義君）**　それでは，議案第27号　令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分について，補足して御説明申し上げます。

これは，地方自治法第179条第１項の規定により，令和２年３月31日付で専決処分したもので，同条第３項の規定により報告し，承認を求めるものでございます。

５ページをお開き願います。

歳入でございますが，款３国庫支出金，項２国庫補助金，目４調整交付金は532万6,000円を増額するもので，各保険者，これは町になります，その65歳以上75歳未満，75歳以上85歳未満，85歳以上の高齢者の加入割合の実績等により交付金が算定されるものです。利根町は，令和元年度において75歳以上85歳未満の高齢者数が増加傾向にあることから，令和元年度初めてこの交付の対象となりましたので，その額の確定によるものです。

次に，目５総合事業調整交付金は15万6,000円を増額するもので，要支援者及び総合事業対象者に対するデイサービスやホームヘルプサービスを提供する第１号事業，及び介護予防教室などの介護予防・日常生活支援総合事業に係るもので，こちらも目４調整交付金と同じ理由で令和元年度初めて交付対象となりましたので，その額の確定によるものです。

なお，こちらの交付金の確定額につきましては，令和２年３月23日付の通知により示されたものであります。

次に，款６繰入金，項２基金繰入金，目１介護給付費準備基金繰入金で166万8,000円を減額するもので，先ほど説明しました調整交付金及び総合事業調整交付金が国庫より交付されたことにより基金からの繰入れが不要になりましたので，基金に戻し入れるものです。

次に，歳出でございますが，款５基金積立金，項１基金積立金，目１介護給付費基金積立金で381万4,000円を増額するもので，これは，先ほど歳入で説明しました調整交付金，総合事業調整交付金の増額分548万2,000円から介護給付費準備基金繰入金の減額分，166万8,000円を差し引いた額について基金に積み立てるものです。

説明は以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第27号　令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第27号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第８，議案第28号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第１号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

**○財政課長（大越達也君）**　それでは，議案第28号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第１号）についてを補足して御説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしましたので，同条第３項の規定により議会に報告するとともに，承認を求めるため提案するものでございます。

６ページをお開き願います。

歳入でございますが，款19繰入金は347万5,000円を増額するものでございます。今回の補正予算の財源調整による繰入れでございます。

続きまして，歳出でございますが，７ページを御覧ください。

款２総務費，目５財産管理費は５万3,000円を増額するものでございます。これは，窓口における新型コロナウイルス感染症予防対策のためのパネルの購入費でございます。

款３民生費，目１放課後児童健全育成事業費は90万5,000円を増額するものでございます。これは，放課後児童対策事業で，新型コロナウイルス感染症予防対策のため，土曜日の児童クラブの開級について，現在，１カ所に集約しているものを，児童が在籍する各学校の児童クラブで預かるための支援員の報酬と通勤費を増額するものでございます。

款４衛生費，目２予防費は116万9,000円を増額するものでございます。これは，感染症予防対策事業で，新型コロナウイルス感染症予防対策のため，マスクや手指消毒液の購入費を増額するものでございます。

款６商工費，目２商工振興費は134万8,000円を増額するものでございます。これは，新型コロナウイルス感染症の拡大により経営への影響を受けた中小企業者が，融資を受けた際の信用保証料の一部を負担するための増額でございます。

説明は以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原議員。

**○８番（井原正光君）**　利根町茨城県パワーアップ融資信用保証料補助金について伺いたいんですが，どのような補助率になっているのか，その詳細についてちょっと説明してください。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　井原議員の質疑に対してお答えをいたします。

利根町茨城県パワーアップ融資信用保証料補助金は，新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，売上げ等が減少して経営の安定に支障を生じている中小企業の資金繰りを支援するため，県が運用する融資制度，茨城県パワーアップ融資により融資を受けた中小企業者に対し支払った信用保証料の一部を補助するものでございます。

当該融資に係る信用保証料率は，通常0.7％のところ，茨城県が２分の１，0.35％を補助することになっておりますので，町がその残りの２分の１を10万円を限度として補助することで，事業者が支払う信用保証料の軽減を図ります。

今回補正予算に計上した184万8,000円の算出根拠ですが，融資を利用する事業者を20件，１件当たり500万円を借りると想定し保証料を出した金額でございます。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　井原議員。

**○８番（井原正光君）**　今，説明を伺ったんですが，これ新型コロナウイルス感染に関す

る融資枠だよね。では，今までの単独でやっていたほうの保証料云々は出ないと，出さないということですか。その辺，二つ融資枠があるようなので，それを新型コロナウイルスと県単独分のほうと分けてちょっと御説明いただけますか。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　今回の利根町茨城県パワーアップ融資信用保証料補助金につきましては，中小企業信用保険法第２条第５項の４号，５号，セーフティーネットの保証４号，５号に基づく認定を受けたものについて，保証料のほうを算定しておりますので，通常の今まで経済課のほうで行ってきたものとは別枠でございます。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第28号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第１号）の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第28号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第９，議案第29号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第２号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

**○財政課長（大越達也君）**　議案第29号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第２号）についてを補足して説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしましたので，同条第３項の規定により議会に報告するとともに，承認を求めるため提案するものでございます。

６ページをお開き願います。

歳入でございますが，款15国庫支出金，目１総務費国庫補助金は16億915万6,000円を増額するものでございます。これは，節８特別定額給付金事務費補助金で，新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ，簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため，特別定額給付金を支給するための事務に関わる補助金で1,345万6,000円の増額で，補助率

は10分の10でございます。

次に，節９特別定額給付金事業費補助金で，１人当たり10万円を支給する特別定額給付金で，事前調査基準日の４月１日現在の人口に対する補助金で15億9,570万円の増額で，補助率は10分の10でございます。

款19繰入金，目１財政調整基金繰入金は255万1,000円を増額するもので，今回の補正予算の財源調整による繰入れでございます。

続きまして，歳出でございますが，７ページを御覧ください。

款２総務費，目５財産管理費は23万円を増額するもので，これは庁舎管理費で新型コロナウイルス感染予防対策のため，非接触型体温計８台と分散業務を行うために必要な電源タップ，延長用ＬＡＮケーブル等の購入費でございます。

次に，目６企画費は16億915万6,000円を増額するもので，歳入でも御説明しました特別定額給付金の給付に伴う特別定額給付金事業の増額でございます。

款３民生費，項１社会福祉費，目10保健福祉センター費は40万9,000円を増額するもので，職員給与費で新型コロナウイルス感染症対策業務に係る時間外勤務手当と，保健福祉センター運営事業で分散業務を行うために必要な電話回線新設移動と，それに伴う電話機の購入費でございます。

次に，項２児童福祉費，目４放課後児童健全育成事業費は５万9,000円を増額するもので，これは，放課後児童対策事業で，新型コロナウイルス感染症予防対策のため，非接触型体温計６台の購入費でございます。

款５農林水産業費，目５農村環境整備事業費は50万円を増額するもので，農林業近代化施設管理事業で，４月18日発生の強風雨により屋根部分が大きくめくれ近隣の農地に飛散したため，早急に修繕が必要なために増額するものでございます。

款８消防費，目５防災費は59万9,000円を増額するもので，これは，避難所開設の際に，新型コロナウイルス感染拡大防止のための個別包装のアルファ米，ハンドソープ，アルコール消毒液，マスク，非接触型体温計５台と扇風機６台の購入費でございます。

款９教育費，目２事務局費は75万4,000円を増額するもので，これは，小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業で，保健衛生消耗品と非接触型体温計16台の購入費でございます。

説明は以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

大越議員。

**○４番（大越勇一君）**　７ページの特別定額給付金事業について伺います。

申込みが始まっていると思いますが，最短でいつから支給されるのか教えてください。

**○議長（船川京子君）**　川上企画課長。

**○企画課長（川上叔春君）**　申込みの方法については二通りございまして，オンライン申請による申込み，それと郵送による申込みの二つがあるんですが，まず，オンラインのほうの申請につきましては，５月８日より受付を行っておりまして，支給開始日が本日からとなります。一方の郵送による受付につきましては，13日に御家庭に申請書を発送しておりまして，14日から受付をしております。

第１回目の支払いは５月28日，木曜日を予定しております。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　石山議員。

**○６番（石山肖子君）**　石山です。同じく７ページでお伺いいたします。

６企画費の特別定額給付金事業の中で委託料782万3,000円の２種類ですけれども，給付事務電算業務委託と事務員派遣業務，これの違いといいますか，それぞれの業務の内容を簡単にで結構ですので教えてください。

**○議長（船川京子君）**　川上企画課長。

**○企画課長（川上叔春君）**　まず，特別定額給付金給付事務電算業務委託291万2,000円，これについては，支払いとかそういった事務を進めるためのシステムの委託でございます。

それと，特別定額給付金給付事務員派遣業務委託491万1,000円，これは現在，人材派遣のほうから４名の事務員を派遣していただいて給付金の事務に当たっております。それの派遣の委託料でございます。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんでしょうか。

峯山議員。

**○１番（峯山典明君）**　８ページをお願いします。

８ページの農林水産業費の農林業近代化施設管理事業ですけれども，何件分でしょうか。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　峯山議員の御質疑にお答えします。

これは，１件の農業施設です。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　峯山議員。

**○１番（峯山典明君）**　場所はどちらでしょうか。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　場所は利根町の立木になります。もえぎ野台団地の下側，ちょうど立木ともえぎ野台の間ですか，そこにある農業近代化施設でございます。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　井原議員。

**○８番（井原正光君）**　今の峯山議員と関連するんだけれども，これ，修繕する必要性はあるの。その前に処分するというか，何かやったほうがいいんじゃないのかな。修理して，その後どうするんだ，お金かけて，その意味が分からない。その辺，お聞きしたいと思います。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　井原議員の御質疑にお答えします。

修理する意味ということですが，県のほうとはやり取りをさせてもらっている状況に，今あります。実際に骨組みだけにしても構わないのかどうかを，ちょっと確認を取っているんですが，やはりかなりのお金がかかるものですから，今のところは，こまめに屋根の修繕，周りの近隣の家に被害が及ばないような形で手当てをしている状況でございます。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第29号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第２号）の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第29号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第10，議案第30号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第３号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

**○財政課長（大越達也君）**　議案第30号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第３号）についてを補足して御説明申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしましたので，同条第３項の規定により議会に報告するとともに，承認を求めるため提案するものでございます。

６ページをお開き願います。

歳入でございますが，款15国庫支出金，目２民生費国庫補助金は1,464万3,000円を増額するものでございます。

これは，節３子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金で，新型コロナウイルス感染

症の影響を受けている子育て世帯に対し，臨時特別給付金を支給するための事務に係る補助金で94万3,000円の増額で，補助率は10分の10でございます。

次に，節４子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金で，新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯で児童手当を受給する世帯に対し，臨時特別給付金を給付するための補助金で1,370万円の増額で，補助率は10分の10でございます。

款19繰入金，目１財政調整基金繰入金は396万円を増額するもので，今回の補正予算の財源調整による繰り入れでございます。

続きまして，歳出でございますが，７ページを御覧ください。

款３民生費，目１児童福祉総務費は1,464万3,000円を増額するもので，歳入でも御説明いたしました子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で，給付金の給付に伴う増額でございます。

款４衛生費，目２予防費は396万円を増額するもので，感染症予防対策事業で新型コロナウイルス感染症予防対策のため，各世帯にマスクを10枚ずつ配布するための購入費でございます。

説明は以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石山議員。

**○６番（石山肖子君）**　石山です。７ページでお願いいたします。

歳出の款４衛生費，予防費，感染症予防対策事業396万円ですが，今お伺いしたところ，各世帯にマスク10枚ということでございますが，こちらに関しましてはマスクの消耗品費だけ上げてございますけれども，こちらの配布等に人員が必要だと思うんですけれども，そこは上げなくていいのかなと思いましたので，もしお分かりでしたらお聞きいたします。

**○議長（船川京子君）**　狩谷保健福祉センター所長。

**○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君）**　それでは，石山議員の御質疑にお答えいたします。

今回，全世帯に，皆様が今おつけしている不織布マスクを，各世帯10枚ずつお配りするということで予算を計上したものでございます。

こちらに関する質問の内容でございますが，事務経費に関しましては，チラシ等の作成は保健福祉センターの職員が行います。配布に関しましては，以前から町役場職員の手分けの配布にしておりますので，今回も全課の職員に協力いただいて配布という形を取らせていただく予定でございます。

以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんでしょうか。

峯山議員。

**○１番（峯山典明君）**　石山議員と同じく７ページの衛生費，感染症予防対策事業ですけれども，こちらのマスク配布，およそで結構ですので，いつ頃配布できるのかどうかお尋ねします。

**○議長（船川京子君）**　狩谷保健福祉センター所長。

**○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君）**　それでは，峯山議員の御質疑にお答えいたします。

各世帯10枚の配布の予定でございますが，今，既に発注してありまして，納入が６月２日以降になります。その後，チラシ等各世帯の配布を準備いたしますので，６月の上旬を目指して配布ということで計画しております。

以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第30号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第３号）の専決処分についてを採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第30号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　日程第11，議案第31号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

補足説明を求めます。

近藤経済課長。

〔経済課長兼農業委員会事務局長近藤一夫君登壇〕

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　それでは，議案第31号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第４号）についてを補足して御説明申し上げます。

６ページをお開きください。

歳入でございますが，款19繰入金2,200万円を増額するものでございます。今回の補正予算は財源調整による繰入れでございます。

続きまして歳出ですが，同じく６ページでございます。

款６商工費，目２商工振興費で，新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業で2,200万円を増額するものでございます。

内容は，中小企業事業継続応援貸付金負担金，これは新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している中小企業・個人事業主に対し，茨城県と市町村が協調して事業を継続するための資金として，上限を200万円，無利子，無担保で貸し付ける制度でございます。負担割合は，県４分の３，市町村が４分の１となっております。上限200万円を貸し付けた場合の町の負担額は，１事業者当たり50万円となります。

貸付対象となるのは，本年１月から12月のうち，前年同月比で50％以上，売上げが減少している月があり，かつ公的融資制度，民間金融機関の融資が受けられなかった事業者が対象となっております。

利根町の場合は，県から示された想定件数は８事業者で，上限50万円を貸し付けたと想定し，400万円を計上するものでございます。

申請方法ですが，事業者が商工会へ貸付申請した後に，事業者と県が契約を交わし貸付実行となります。

次に，利根町小規模事業者緊急経営支援助成金で，新型コロナウイルス感染の拡大に伴い，町内飲食店等の売上げにどのような影響が出ているかを確認するため，経済課職員が，町内全ての飲食店を訪問し，店主より直接聞き取り調査を行いました。

調査は，ちょうど政府から緊急事態宣言が発出された４月７日から４日間かけて行いましたが，調査に御協力いただけた飲食店24店舗のうち，そのほとんどの飲食店で大きな影響が出ており，２月後半から３月の売上げは，前年比の３割から４割減という店舗も多く，今後ますます売上げは減少することが予想される中で，このまま長引くようでは閉店せざるを得ない状況にもあるとの声を多く聞かれました。

利根町の飲食店や飲食料品を扱う店には，利根町の地域経済と近隣住民の食生活を長年にわたり支えてきた歴史がある店が多く，こうした飲食店が一つでもなくなることは，町の活性化と地域経済の衰退を招くことにつながるため，どうしても防がなくてはなりません。

このような観点から，このたび町では，新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受け売上げが減少している飲食店，また，飲食料品を販売している小売業の事業主に対し，少しでも企業活動の維持と継続の支えになればとの思いから，利根町小規模事業者緊急支援補助金として，対象になった飲食店等に対し，１事業者当たり一律30万円を助成することといたしました。

説明は以上です。

**○議長（船川京子君）**　説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井議員。

**○５番（石井公一郎君）**　石井です。28号から30号まで，これ専決処分してあるんですよ。それで，何でこの議案31号だけが，これ全部新型コロナウイルスの関係だと思うんです。

なぜこれだけ，議案第31号だけ専決しないんですか。

これ全部専決すれば私はいいんじゃないかと思って，なぜこの部分だけ，31号だけやらないのか，その辺の理由を教えてください。

**○議長（船川京子君）**　大越財政課長。

**○財政課長（大越達也君）**　それでは，石井議員の御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど説明いたしました令和元年度の補正第９号から令和２年度の３号まで，こちら，国の補助金とか10分の10の補助とかございまして，国の方でも，早急に専決処分として事業のほうを実施していただきたいということで，専決処分をさせていただきました。

この第４号なんですけれども，こちら国の補助がございませんで，町の方の財政調整基金のほうからの繰入れで事業のほうを実施する予定でございます。ですから，補正予算ということで議員の皆様方の意見をお聞きして決定したいと思いまして，臨時議会を開催していただいて議案として提出した次第でございます。

以上でございます。

**○議長（船川京子君）**　ほかに。

大越議員。

**○４番（大越勇一君）**　６ページの商工振興費についてお聞きします。

飲食店24店舗に，１件当たり30万円の助成金を出すということですが，工業の補助金のほうはどういう考えでいるのか，ちょっと教えてください。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　大越議員の御質疑にお答えします。

飲食店と飲食料品以外ですか，このほかに関しましては，国のほうの地方創生臨時交付金を使いまして，今，算出というか，それのほうを検討しているところでございます。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　五十嵐議員。

**○９番（五十嵐辰雄君）**　質疑でございますが，企業には中小企業，大企業とありますけれども，今回の場合は小規模事業者，この小規模事業者の経営の実態ですが，小規模事業者の規定の範囲があると思うんです。この小規模事業者というのはどういう企業の範囲でしょうか。

それから，飲食業等ですけれども，今，大越議員がおっしゃるように，飲食業だけに光を当てるというのは，ちょっと支援策のばらつきがあります。今回の場合は飲食業以外にも，確かに飲食業は閉店とか客の入りが悪いというのは目につきます。利根町では飲食業に類する事業者が相当おります。もっと幅広くその趣旨を周知して，等しく営業者が恩恵を受けるようにできないものか。

もう一つは，この30万円ですが，これは課税の対象になるかどうか。今，国のほうの支援策がありますね，100万円，200万円という持続化給付金，これは課税対象という話を聞

いております。

それから，飲食業者に対して食材を供給する業者，これも相当疲弊しております。総合的な見地から課長はどういうお考えでしょうか，お伺いします。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　五十嵐議員の御質疑にお答えします。

先ほど大越議員にもお答えしましたが，今回の飲食業，飲食料品店を最初に想定したのは，今回のコロナによってかなりの打撃を受けているという聞き取りがありましたので，そちらを先にという考えで行いました。

続けて，中小企業のほうにも臨時創生交付金の方で，今，検討して支援のほうを考えております。

すみません，課税についてはちょっと勉強不足で申し訳ございません。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　小規模の定義。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　すみません，小規模企業事業者の定義ですが，５人以下の従業員が小規模事業者ということになっております。

製造，サービス業，こちらは20人以下ということになっております。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　五十嵐議員。

**○９番（五十嵐辰雄君）**　了解しました。

そこで，いろいろ経済課では頭を使って検討しておりますが，この検討した経過をちゃんと記録保存したほうがいいと思うんです。

それから，今度の飲食店等の支援金ですが，30万円を支援すると，これもはっきり課としては成文化して，交付要領，要綱等は多分定めてあると思うんです。その点の支援する方策について御答弁ください。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　五十嵐議員の質疑にお答えします。

今回のこの飲食店30万円の要綱ということの御質疑ですが，要綱のほうはつくってございます。

記録というか，流れですよね，これについては，きっちりまとめて継続的に管理していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　峯山議員。

**○１番（峯山典明君）**　同じく６ページの利根町小規模事業者緊急経営支援についてお尋ねします。

ヒアリングした店舗数が24店舗ということですけれども，これら以外も対象になるのか，

それとも24店舗なのか。

また，一律30万円支給ということですが，こちらの条件，減収率などあるのか，それとも全店舗に30万円支給されるのか。

また，その申請受付予定日，支給予定日など，今現在決まっているのであれば，お願いいたします。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　峯山議員の御質疑にお答えします。

対象事業所数ですが，平成28年度の経済センサスを参考にしまして60件，飲食店が26件の飲食料品小売業者が34件でございます。

申請方法ですが，交付用申請書の添付資料として，売上高，今年と去年の同月の減少が分かる帳簿等，それと確定申告のコピーが必要になっております。

時期は，今日の臨時議会で可決されましたら，すぐに動きたいと考えております。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　峯山議員。

**○１番（峯山典明君）**　ということは，この経営支援助成金ですけれども，申請に関して，条件はないということでよろしいでしょうか。

**○議長（船川京子君）**　近藤経済課長。

**○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君）**　申請についての対象事業者ですか，申請日時点で町内で１年以上営業している。助成金受領後も継続する意欲がある。あと，新型コロナウイルス感染症拡大に起因して，原則として売上げが20％以上減少しているという，一応対象事業者のあれがあります。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　峯山議員。

**○１番（峯山典明君）**　先ほど五十嵐議員もおっしゃいました持続化給付金ですけれども，こちらの給付対象から漏れてしまった職種というものがございます。茨城県では，この持続化給付金の対象から外れてしまった事業者を対象にサポートするということを申しておりますけれども，利根町で，そこに上乗せするような形で何か支援策があれば，検討しているのかどうかお尋ねします。

**○議長（船川京子君）**　川上企画課長。

**○企画課長（川上叔春君）**　今回の一般質問とはちょっと離れちゃうんですけれども，今，全国で１兆円という地方創生臨時交付金，そのうちの7,000億円が各全市町村に配分されていまして，利根町に１億35万9,000円が配分されております。

それを各課に振りまして，どういった施策を申請をして国にその計画書を上げるかという作業を，今進めております。それが，本日，各課から上がってくるんですけれども，その中に先ほど経済課長から話がありました中小企業に対する支援も，その中で考えていき

たいなということでは考えております。

具体的な中身については，これから詰めていきますので，この場で申し上げられませんけれども，一応そういった地方創生臨時交付金を使って支援策も考えているということでございます。

以上です。

**○議長（船川京子君）**　ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから，議案第31号　令和２年度利根町一般会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は，原案について承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（船川京子君）**　起立全員です。したがって，議案第31号は承認されました。

---

**○議長（船川京子君）**　以上で，本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして，令和２年第２回利根町議会臨時会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後零時１４分閉会

利根町議会議長　　船　川　京　子

署　名　議　員　　大　越　勇　一

署　名　議　員　　石　井　公一郎